

【記入例・通常申請】

都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満の世帯

令和 8 年 7 月 15 日

付金受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により、

保護者の氏名を記入してください。

申請者住所 (保護者等)	〒 163- 8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL (03)5320 1111	ふりがな とうきょう たろう 申請者氏名 (保護者等) 東京 太郎
該当区分 ※いずれかにし点を付けてください。	☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯 ☒ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が105,500円未満の世帯（所得割非課税の世帯を除く。） ☐ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が182,500円未満の世帯（所得割非課税の世帯及び105,500円未満の世帯を除く。） ☐ （専攻科の場合）都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が105,500円未満である世帯（非課税世帯を除く。） ☐ （専攻科の場合）都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（非課税世帯及び105,500円未満である世帯を除く。）	

該当する欄にし点を付けてください。

高校生本人の氏名を記入してください。

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな	とうきょう いちろう	氏名	東京 一郎	生年月日	昭和 22年 10月 1日 平成
在学する学校	学校の名称	千葉県 立房総高等学校			
	学校の種類・課程・学科	高等学校（定時制）			
	学校の所在地	千葉県 都道府県	千葉県 市区町村	××1-2-3	
	在学期間	令和 8年 4月 1日 ~ 年 月 日			
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制	
	在学時に	☐ 4回 ☐ 不明			
	学校名	立	： ・定・通・専 制・単位制		
在学時に奨学のための給付金を受給した回数		☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明			

在学する学校の校長から、在学している証明と就学支援金（旧制度・新制度）の支給を受ける資格を有する者、高校生等・新修学支援金の支給を受ける資格を有する者、専攻科の生徒への修学支援（旧制度・新制度）又は学び直し支援金（旧制度・新制度）の補助対象となる者である旨の証

【学校使用欄】

上記対象となる高校生等に記載されている者について、令和 8 年 7 月 1 日現在本校に在籍しており、

〈学校収受欄〉



- ☒ 高等学校等就学支援金（旧制度・新制度）の支給を受ける資格を有する
☐ 高校生等・新修学支援金の支給を受ける資格を有する
☐ 学び直しへの支援（旧制度・新制度）の補助対象となる
☐ 専攻科の生徒への修学支援（旧制度・新制度）の補助対象となる

者であることを証明します。

学校の名称 千葉県立房総高等学校

学校長氏名 学校長 千葉 一郎

印

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について
(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)
(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☒	日本国		
②	☐	日本国以外		

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者				
④	☐	永住者				
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日		
⑥	☐	永住者の配偶者等				
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国に永住する意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)		
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国の小学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				小学校名		
				所在地	都・道・府・県	
			日本国の中学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				中学校名		
				所在地	都・道・府・県	
		日本国で就労する意思の有無	☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)			
⑨	☐	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日		

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について
(【2】(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の①～⑤のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。		
②	☐	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。		
③	☐	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。		

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、④⑤の資格にレ印を付けてください。)

・2(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた。

・2(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた。

④	☐	「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。		
⑤	☐	「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。		

【4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について】

(1) から (3) までのうち、該当する□にレ印を付けてください。
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（以下のいずれか） ・生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
--------------------------	---

(2) 次の者の課税証明書等及び扶養親族申告書（※1）を提出します。

ア	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	☒	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、 その他社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの□にレ印を付けてください。
ウ	☐	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべき場合）
エ	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、都（道府県）民所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

※1 専攻科で、都道府民税所得割及び区市町村民税所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合、添付してください。

※2 専攻科の場合、「親権者」とあるのは保護者の氏名を記入してください。
※この記入例の場合は保護者が一人のため、保護者一人のみ記入し

(1) 又は (2) において、証明書を添付する者の氏名及び高校生等との続柄

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
東京 太郎	父		

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	--

必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

【5 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☒	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
☒	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
☒	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(2) 以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

☒	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
-------------------------------------	---